

県営風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書 に対する山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させるとともに、事業の実施過程において評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置及び事後調査について、丁寧に実施すること。
なお、環境監視については、稼働中は継続すること。
- (3) 今後の事業実施に向けた手続きを進めるにあたっては、地域住民との適切なコミュニケーションを図ること。
- (4) 事後調査を行った結果については、その結果を記載した報告書を作成し、知事及び酒田市長に送付すること。また、事後調査の結果の効果的な公表の方法について検討し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- (5) 庄内砂丘とクロマツ林の重要性を認識し、工事中及び供用後に現段階で予測し得ない環境保全上の問題が生じた場合は、速やかに適切な措置を講じること。

2 個別事項

(1) 地形・地質について

風力発電施設の設置による風況の変化に伴う堆砂量の変化が予測されるが、堆砂量の変化は、砂丘の植生の変化等に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電施設周辺の堆砂量の事後調査を実施すること。

(2) 動物について

① 酒田市が計画している風力発電事業と近接していることから、風力発電施設が6基存在することを前提として、両事業で得られた鳥類の飛翔観察データ等を活用したバードストライクの累積的影響の再評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

② 本事業の事業実施区域は、我が国有数の渡り鳥の飛来地として国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、野生生物の保護上重要な地域である。このため、例えば、学識経験者から助言を得ながら、バードストライクの対策を講ずるなど、他の事業のモデルとなるよう積極的な環境保全措置を実施すること。

- ③ コアジサシの繁殖地への影響については、車両や人の侵入などの人為的な影響も想定される。このため、事後調査にあたっては、風力発電施設以外の様々な要因を整理し、因果関係を明らかにした上で、適切な保全措置を検討すること。

また、コアジサシの保全措置として、繁殖行動の時期にあたる5～8月は砂草地における工事を実施しないこととしているが、実際の状況も踏まえながら、保全措置が適切なものとなるよう、柔軟に対応すること。

(3) 植物について

- ① 事業実施区域の東側に生育するクロマツ海岸林のマツクイムシ被害について、事業実施による影響の有無を事後評価することができるよう、現状を把握し、その内容を環境影響評価書に記載すること。
- ② 仮設ヤードの在来植物群落について、自然裸地への移植を行うこととしているが、移植による植物の定着については、不確実性が高い。また、消失面積の大きいものについては、移植及びその後の管理方法が重要であることから、学識経験者等の意見を聞きながら、具体的な移植の計画を環境影響評価書に記載すること。